

姫路市地区防災計画作成マニュアル



令和 8 年 5 月

姫 路 市

目 次

はじめに	1
1 地区防災計画とは	2
2 地区防災計画作成の基本方針	2
3 計画作成の留意事項	3
4 地区防災計画を姫路市地域防災計画に定めることを提案	4
5 地区防災計画に基づく防災活動の実施	5
6 地区防災計画の見直し・更新	5
7 市等の支援	5
8 地区防災計画作成フロー（例）	8
9 地区防災計画作成スケジュール（案）	9
別添 1（地区防災計画提案書）	10
別添 2（提案のあった地区防災計画の取扱いについて）	11

はじめに

平成 7 年 1 月 17 日に発生した阪神・淡路大震災が契機となり、自助・共助の重要性が認識されることとなりました。

また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、自助・共助及び公助がうまくかみあわないと大規模広域災害後の災害対策が十分に機能しないことが強く認識されました。

このような状況を踏まえ、平成 25 年に災害対策基本法が改正され、市町村の一定の地区内の居住者及び事業者（地区居住者）等による自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が創設されました。

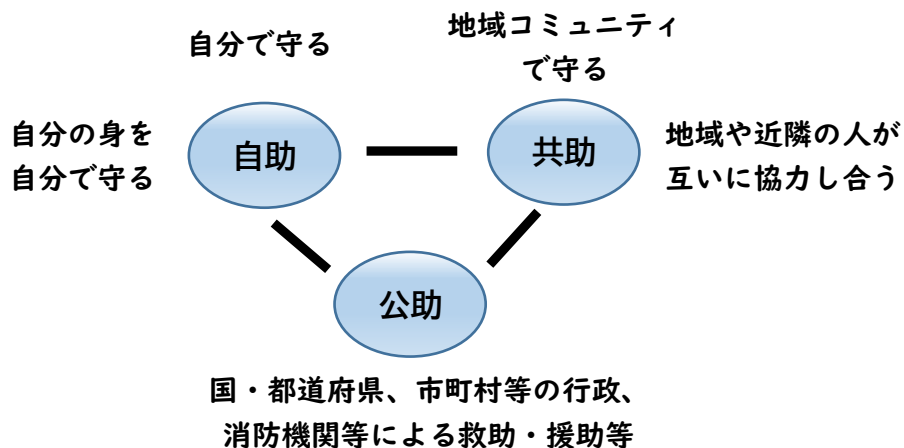
本市においては、全ての地区連合自治会において地区連合自主防災会が結成されており、日々の防災活動に努めていただいておりますが、今後発生が予想される「山崎断層帯地震」や「南海トラフ巨大地震」、「台風、大雨、高潮による風水害」に備え、地域の防災力の向上を図る必要があります。

今後起こりうる災害に備え、それぞれの地域の特性に応じた自主的・自立的な地区独自の防災計画作成の一助となれば幸いです。

自助・・・ 家庭で日頃から災害に備えたり、災害時には事前に避難したりするなど、自分で守ること

共助・・・ 地域の災害時要援護者の避難に協力したり、地域の方々と消火活動を行うなど、周りの人たちと助け合うこと

公助・・・ 市役所や消防・警察による救助活動や支援物資の提供など、公的支援のこと



1 地区防災計画とは

平成 25 年の災害対策基本法の改正により、自助及び共助に関する規定が追加されました。その際、防災計画体系の中に地域コミュニティにおける共助の推進のために地区防災計画が新たに創設されました。

地区防災計画は、災害対策基本法第 42 条第 3 項に「市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（地区居住者等）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援、その他当該地区における防災活動に関する計画」と定義されています。

- ・地域住民等が自助、共助の精神に基づき、安全な地区づくりのためのツール
- ・高齢になっても安心して暮らせるための自分事取組
- ・地区の安全性の向上
- ・次世代を育む防災教育
- ・自助、共助、公助のつながり
- ・共助と共助のつながり

2 地区防災計画作成の基本方針

(1) 地区防災計画の作成者

地区防災計画は、地区連合自主防災会からの提案を基本とします。

単位自主防災会等は、その防災活動について、地区連合自主防災会においても把握する必要がありますので、防災計画又は防災マニュアルの作成に努めてください。

作成にあたっては、地区連合自主防災会の防災活動と相違がないように作成するようにしてください。

(2) 地区防災計画に定める標準的な項目

① 地区防災計画は、組織の規模やコミュニティの成熟等によって、内容に差異が生じることが予測されます。このことから、地区防災計画に定める標準的な項目・内容について記載した「地区防災計画（例）」を参考資料として本マニュアルに添付しています。

② 地区防災計画に定める主な項目の例は以下のとおりです。

- ア 名称
- イ 計画の作成趣旨・目的などの基本方針
- ウ 作成主体の種別、規模、構成員
- エ 地区の特性、予想される災害
- オ 平常時の取組み、災害時（非常時）の取組（防災・減災対策）

- カ 災害時要援護者支援の取組
- キ 防災マップ
- ク 計画作成後の研修、訓練の考え方

3 計画作成の留意事項

(1) 多様な主体の参加による計画の作成

当該地区に関係する多様な主体や世代の参加の下で計画を作成していきます。
(自治会役員、女性部、民生委員、子ども会、PTA、防犯担当など)

(2) 「自助」、「共助」の仕組みづくりが基本

当該地区居住者等が自ら又は相互に連携・協力して地区の防災力を向上するための仕組みを定めます。

(3) 実践的な計画の作成

次の視点を踏まえた「適切な情報」の収集・発信と「適切な行動」の実践につながる計画とします。

① 災害を知る

自分が住んでいる地区で起こると想定される災害について前兆や避難の基本方法を考えます。

② 地区を知る

災害危険箇所や脆弱な施設等を把握し、ハザード情報の熟知、災害時要援護者対策や避難所の妥当性などを考えます。

③ 知識を活かす

防災訓練などの自主防災活動を通じて、防災・減災対策を日常的に実施することで、災害時に発揮できる知識や技能を習得します。

(4) 作成のスケジュール等

作成する計画を地区全体で共有するため、作成スケジュール等を決めます。
また、あわせて姫路市地域防災計画への「計画提案」についても決めます。

※地区防災計画は、市の地域防災計画に定めることができます。詳しくは下記4
(地区防災計画を姫路市地域防災計画に定めることを提案)をご参照ください。

(5) 行政職員や防災アドバイザー等からの意見聴取

市職員の派遣（市政出前講座）による防災の知識習得や、防災アドバイザー等による専門的な意見も活用しましょう。

4 地区防災計画を姫路市地域防災計画に定めることを提案

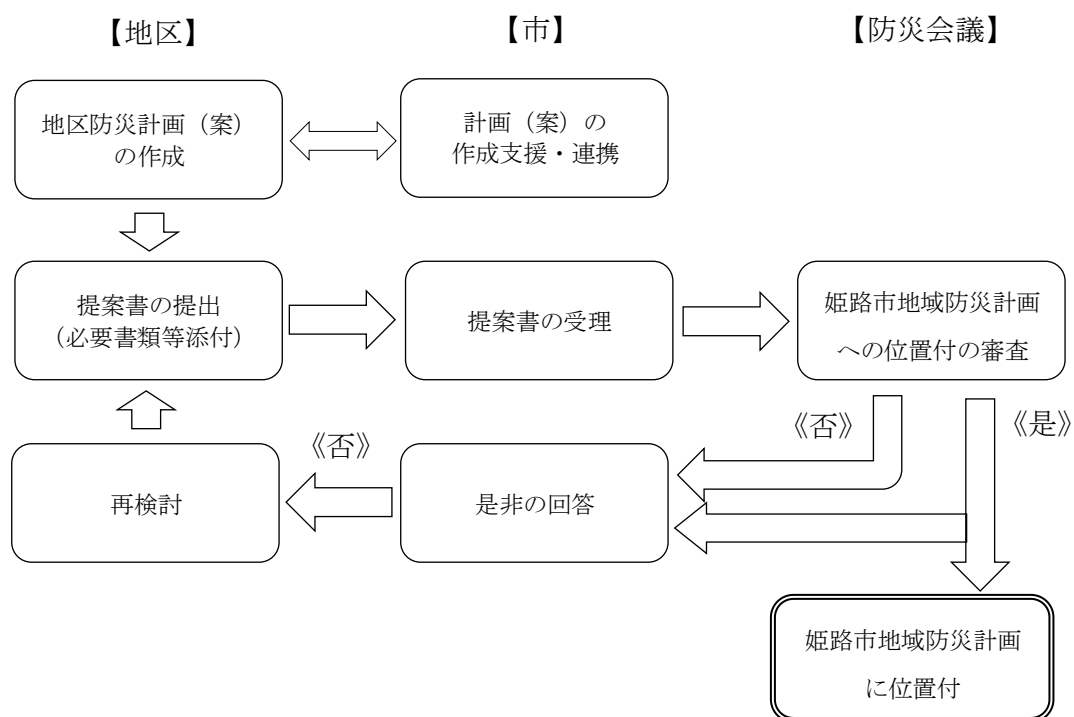
市による公助の計画と住民、地域による自助・共助の計画が連携することで、市は災害時の住民の避難行動、地域の災害対応活動が把握でき、どのような支援が必要かを整理することができます。

地区防災計画を地域防災計画に定めることで地域防災計画の実行性がより高まります。

(1) 地域防災計画に掲載する内容

- ① 作成年度
- ② 地区名
- ③ 想定する災害
- ④ 計画に定めた項目

(2) 「計画提案」の手続きフロー



(3) 提出書類

- ① 提案書 別添 1
- ② 地区防災計画（連合自主防災会案）
※個人情報となるものについては、省略して提出してください。
- ③ 地区防災計画（連合自主防災会案・概要版）
- ④ 提案資格証明資料（提案者全員の住民票又は氏名、住所、連絡先が記載されて

いる連合自主防災会名簿)

(4) 提出期限

姫路市防災会議が開かれる2ヶ月前の1日まで(土日、祝日の場合はその前日まで)。

例：防災会議開催日 10月5日の場合・・・8月1日

(5) 提案者への決定通知

姫路市防災会議は、提案を受けて同地区防災計画(案)を地域防災計画に定めることの是非を決定した場合に、その結果を提案者に別添2により通知します。

5 地区防災計画に基づく防災活動の実施

計画は作成して終わりではありません。計画に基づいて、定期的に防災啓発や訓練等の実施、まち歩きによる危険箇所の把握、活動用資機材、備蓄物資の確認を実施するよう努めなければいけません。

また、防災活動は、役員だけでなく、各種団体、一般の会員問わず、男性・女性、若者、子どもなど多くの方が参加し、地域が一丸となって実施するようにしてください。

6 地区防災計画の見直し・更新

計画がより実効性のあるものとなるよう、上記5の取組みの中で必要に応じて適宜見直しを行ってください。

7 市等の支援

(1) 市政出前講座(令和8年度)

講座内容は毎年度変わる可能性があるので、ご注意ください。

① 防災を学ぼう！

災害から身を守るための基本的な知識や対処方法、地域防災などについて講話、グループワーク等を通して学ぶ。

② 命のパスポートを作成しよう！

ハザードマップから地域の状況を知り、紙又は電子版(スマートフォン)の命のパスポートを実際に作成する。

③ 避難所について考えよう！

少しでも良好な避難所生活に向け、講話やグループワーク、資機材の取扱い、HUG(図上演習)を通して考える。

(2) 防災訓練の指導、助言

自主防災会が行う防災訓練の企画運営については、管轄の消防署又は危機管理室において相談、防災資機材の貸出、訓練指導等を行っています。

(3) 地域防災力向上研修

地域の事情を踏まえた防災対策の推進を図るため、防災全般についての講義や実技、図上訓練等の研修を実施し、自主防災組織の担い手となる地域の防災リーダーの育成を行っています。

(4) 地区防災訓練モデル事業

自主防災会活動の担い手となる人材の育成を図り、地域で自主的な防災訓練が継続できるようモデル的な訓練を実施しています。

3年に1回程度実施しています。

(5) 訓練用資機材、防災DVD等の貸出

自主防災会が実施する訓練に段ボールベッド、パーテーション、簡易トイレ等の防災資機材や啓発活動用のDVD等の貸し出しを行っています。

(6) ひめじ防災マイスター

地域防災活動の活性化により、自助・共助の力を向上させ、市全体の防災力を強化するため、地域防災への意欲がある人材を発掘し、地域防災活動を指導する人材への育成することを目的とし、ひめじ防災マイスター認定制度を創設しました。育成したひめじ防災マイスターは、市が依頼する地域の防災講演会の講師、防災訓練の企画・運営、地域の防災計画・マニュアルの企画・運営・補助を実施していただくこととしています。

※現在ひめじ防災マイスターのみの派遣は行っていません。

(7) 訓練助成金制度(事業：兵庫県（令和8年度）)

地域の自主防災組織が企画・実施する自主防災訓練については、兵庫県のひょうご安全の日推進事業の助成事業として「ひょうご安全の日推進県民会議」に対し助成金を申請することができます。

① 実践活動事業

地域団体（自主防災会等含む）が実施する下記の事業に対し助成されます。

ア 防災訓練等

防災訓練、救命講習会、防災講演会、災害図上訓練（DIG）、避難所運営訓練（HUG）

- イ 「マイ避難カード」作成に係るワークショップ、避難訓練等
- ウ 災害時要配慮者を対象とした防災訓練、防災学習会等
- エ 避難行動要支援者の個別避難計画の策定
- オ 地区防災計画の作成（下記②（計画等策定支援専門家派遣事業）の事業と併せて利用し、ワークショップ等を開催して計画作成等に取り組むことが推奨されています。）
- カ 避難所自主運営マニュアルの策定

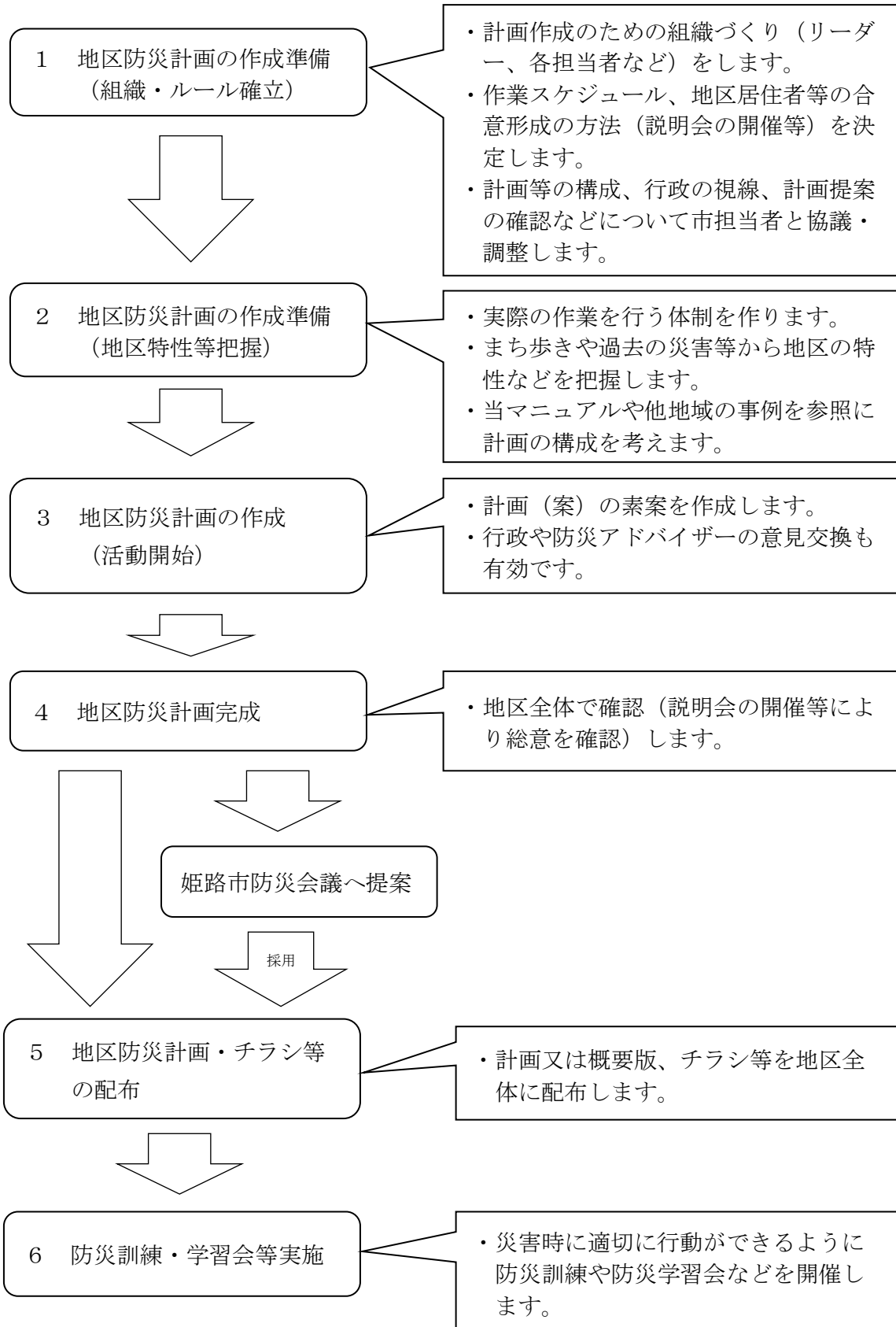
② 計画等策定支援専門家派遣事業

個別避難計画、地区防災計画、避難所自主運営マニュアルを策定しようとする地域団体に指導・助言を行うため、ひょうご安全の日推進県民会議が登録した専門家を無償で派遣されます。（上記①（個別避難計画等策定）の事業を利用せず、計画等策定支援専門家派遣事業のみの利用も可能です。）

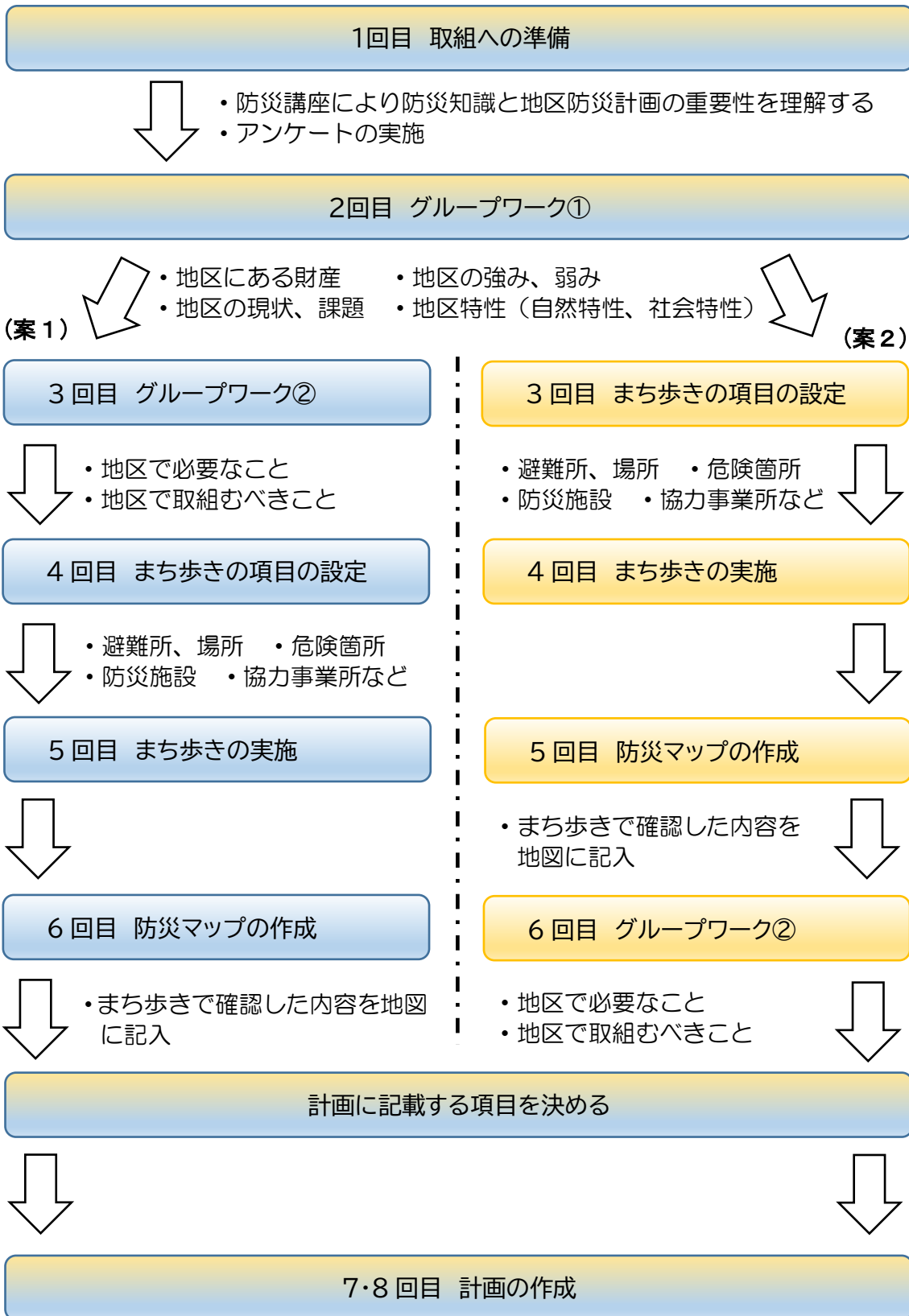
③ 自主防災組織強化支援事業

自主防災組織が実施する①避難行動要支援者対応を含む避難訓練、②避難所自主運営マニュアル又はそれと同等の訓練計画による避難所運営訓練、③その他特色ある訓練を行う事業に助成されます。

8 地区防災計画作成フロー（例）



9 地区防災計画作成スケジュール（案）



【別添 1】

令和 年（20 年） 月 日

（宛先）姫路市防災会議会長

提案者代表者

〇〇地区連合自主防災会
会長 〇〇 〇〇

地 区 防 災 計 画 提 案 書

みだしのことについて、災害対策基本法第 42 条の 2 第 2 項の規定に基づき、姫路市
地域防災計画に〇〇地区防災計画を定めることについて、必要書類を添えて提案します。

記

1 計画名称「 地区防災計画」

2 提案者

氏名	住所	連絡先（電話番号等）

3 添付書類

- (1) 〇〇地区防災計画（連合自主防災会案）
- (2) 〇〇地区防災計画（連合自主防災会案・概要版）
- (3) 提案資格証明資料（提案者全員の住民票又は氏名、住所、連絡先が記載されてい
る連合自主防災会名簿）

4 担当者

〇〇 〇〇（連絡先：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇）

【別添2】

令和 年（20 年） 月 日

提案者

〇〇地区連合自主防災会

会長 〇〇 〇〇 様

姫路市防災会議会長

提案のあった地区防災計画の取扱いについて

(1) 姫路市地域防災計画に〇〇地区防災計画を定めることを決定した場合

貴職より、令和〇〇年（20〇〇年）〇〇月〇〇付けで提案のあった「〇〇地区防災計画」については、下記のとおり姫路市地域防災計画に定めることとしたので、通知します。

記

- 1 決定日 令和〇〇年（20〇〇年）〇〇月〇〇日
（令和〇〇年度姫路市防災会議開催日）

(2) 姫路市地域防災計画に〇〇地区防災計画を定めないことを決定した場合

貴職より、令和〇〇年（20〇〇年）〇〇月〇〇付けで提案のあった「〇〇地区防災計画」については、下記のとおり姫路市地域防災計画に定めないこととしたので、災害対策基本法第42条の2第4項の規定に基づき通知します。

記

- 1 決定日 令和〇〇年（20〇〇年）〇〇月〇〇日
（令和〇〇年度姫路市防災会議開催日）

2 理 由

【担当】

姫路市政策局危機管理室

連絡先 079-223-9522